

# お知らせ

## 市有土地建物を一般競争入札で売却

次表のとおり売却します。入札参加を希望される方は、現地見学会に参加してください。(不参加の場合でも、入札に際しては、参加されたものとみなします)

\*入札参加資格者は、地方自治法施行令第167条の4の規

| 番号   | 所在地               | 地目・用途・構造            | 地積・床面積(m <sup>2</sup> ) | 最低売却価格(円) |
|------|-------------------|---------------------|-------------------------|-----------|
| ①    | 下甑町長浜字中ノ迫1502番5   | 宅地                  | 180.46                  | 1,996,380 |
|      |                   | 宅地                  | 207.00                  |           |
|      | 土地合計              |                     | 387.46                  |           |
|      | 下甑町長浜字中ノ迫1502番地5  | 宿泊所<br>木造スレートぶき 平家建 | 32.92                   |           |
|      |                   | 便所<br>木造スレートぶき 平家建  | 4.00                    |           |
|      | 下甑町長浜字中ノ迫1502番地9  | 炊事棟<br>*未登記         | 6.00                    |           |
| 建物合計 |                   | 42.92               |                         |           |
| ②    | 祁答院町下手字石原3060番21  | 宅地                  | 351.33                  | 2,638,000 |
|      | 祁答院町下手字石原3060番地21 | 倉庫<br>鉄骨造スレートぶき 平家建 | 69.38                   |           |

\*番号①の物件は、交通機関の都合により、入札日時が変更となる場合があります。

|        | 時                                   | 所                             |
|--------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 現地見学会  | ①は4/24(火)11:00～11:30                | 各所在地                          |
|        | ②は4/27(金)10:00～10:30                |                               |
| 入札参加申込 | 4/25(水)～5/11(金)                     | ①は本庁4階 財産活用進課<br>または下甑支所地域振興課 |
|        |                                     | ②は本庁4階 財産活用進課                 |
| 入札     | ①は5/29(火)13:30から<br>*受付は13:00～13:20 | 下甑支所2階 会議室                    |
|        | ②は5/31(木)9:30から<br>*受付は9:00～9:20    | 本庁6階 604会議室                   |

定に該当しない個人または法人に限りません。  
\*入札参加者については、提出書類(参加申込書など)を審査の上、決定します。  
▼入札時は、必ず入札金額の5%以上の入札保証金(現金または銀行振出小切手)と印鑑(スタンプ印を除く)を持参ください。  
\*銀行振出小切手は、本市指定金融機関などが振り出した自

己宛てのもので、発行日から起算して5日以内、持参人払式、線引きされていないものに限りません。  
▼最低売却価格以上の最高価格で入札された方に売却します。  
▼提出書類は、本庁財産活用推進課または市ホームページ上で閲覧できます。  
【提出・問合先】本庁財産活用推進課財産活用G(内線4761)

## 鳥獣被害防止施設設置補助事業

イノシシ、シカ、その他鳥獣による農林産物の被害を防止するために、鳥獣被害防止施設(電気柵など)を設置される方で、次の要件を満たす場合は補助金を交付します。

【対象者】本市内に居住し、農林産物を生産する個人または団体  
【対象面積】対象農地が、1000㎡以上(対象農地が、ゴールド集落内にある場合は、この限りではありません)  
\*事前着工は認められません。  
\*その他の要件、補助率、申請手続きなどの詳細は、申し込みの際に説明します。

【申請方法】本庁4階農政課、または各支所地域振興課に備え付けの申請書に、必要事項を明記の上、申請ください。  
\*予算の範囲内での補助となります。あらかじめ了承ください。  
【申請・問合先】本庁農政課農業振興G(内線4222)または各支所地域振興課産業振興G(鹿島支所は産業建設G)

## 空き家バンクに登録を

「空き家バンク」とは、本市への移住を検討している方に対し

て、市内の空き家情報を提供する制度です。

市内に空き家を所有し、売却または賃貸を希望する際は、空き家バンクへの登録を検討ください。

【登録できる空き家】次の条件をいずれも満たす市内の住宅(その敷地を含む)  
▼個人の居住用の住宅  
▼現在誰も住んでいない、または、近い将来において住む見込みのない住宅

【空き家を利用できる方】定住目的で市内に転入しようとする方、または、定期的に滞在し、経済・教育・文化・芸術活動などで地域活性化に寄与しようとする方  
【注意事項】空き家の所有者と利用希望者間の仲介業務(具体的な交渉・契約)は、本市と協定を結んでいる県宅地建物取引業協会に加盟する業者が行います。

\*詳細については、市ホームページ上でも確認できます。  
【問合先】本庁企画政策課企画総務G(内線4852)



## 平成30年度ゴールド集落支援市民活動補助金

ゴールド集落の活動を支援する市民活動団体の活動に対して、補助金を交付します。

【ゴールド集落とは】毎年1月1日現在の住民基本台帳に登録された65歳以上の人口割合が50%以上の自治会区域  
【対象となる支援活動】

ド集落の活性化および課題解決のための次に掲げる公共的な支援活動で、ゴールド集落の活動支援のために適当であると市長が認めた活動  
▼地域安全活動  
▼地域づくりの推進を図る活動  
▼学術・文化・芸術またはスポーツの振興を図る活動  
▼経済活動の活性化を図る活動  
▼環境の保全を図る活動

| 平成30年度ゴールド集落(157自治会) |   |
|----------------------|---|
| 地域                   | 自治会名  |
| 川内(76)               | 小倉、大小路中央街、中郷住宅、昭和通り、太平橋三丁目、太平橋四丁目、皿山、楠元下、楠元中、木屋園、瀬戸、飯母、長野(平佐東)、久住、永野段、高貴、川永野、東大谷、大原野、高牧、山田小原、尾原、山田山、星原、砂岳(水引)、湯ノ浦上、東手、網津中、宇都、東上手、西上手、井上、川底上、川底中、水引東団地、草道上、草道中、原田口中央、浜田、諏訪山、白浜(峰山)、牟田、上高江、小麦川、麓(峰山)、長崎、瀬戸地、倉浦、本馬場、加治屋、小田、十原、前向(寄田)、山ノ口、天神、新田、上野(寄田)、土川、役田、西川内、別府原、丸山、小川、上大迫、都合、松岡、長野(吉川)、吉川、宇都川路、下之段、湯之元、伊勢美山、内門、松園、浦小路、下町 |
| 樋脇(23)               | 上藤本、葛蒲ヶ段、下牛鼻、岩下、上牛鼻、上野下、上段前、上段後、城後、笹原、鍋原、平田、上金貝、田代、沢牟田、上之原、下村、庄内、杉馬場、子田形、笹ヶ迫、倉野上、木下   |
| 入来(17)               | 新町、立石、麓上、迫山、日ノ丸、蒲生原、平木場、原、日の出、中山、小豆迫、山下、草渡、長野下、水戸、赤仁田、八重  |
| 東郷(17)               | 小路、南瀬下、向江園、城ヶ原、向江原、大塚、山ノ口、笹野、山田下、山田上、鳥丸上、穴野上、原、堀、大久保、中津保、本俣   |
| 祁答院(9)               | 木場、矢立、浦、中、小牧、滝間、馬頃尾、菊地田、大坪  |
| 里(1)                 | 藪上  |
| 上甑(6)                | 中野、上甑町江石、平良、小島、瀬上、桑之浦   |
| 下甑(7)                | 岡、浜、上、下、前迫、後迫、瀬尾  |
| 鹿島(1)                | 鹿島南   |

\*国、県、市またはその他の団体から助成を受けている場合は対象となりません。  
【応募できる団体】本市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人またはボランティア団体で、その構成員が5人以上の市民活動団体  
\*次に掲げる団体は対象となりません。  
▼宗教活動、政治活動もしくは選挙活動を行う団体または公益を害する恐れのある団体  
▼地区コミュニティ協議会、自治会などの地縁団体  
【補助の対象となる経費】対象となる活動の実施に直接必要となる経費  
\*団体の経常的な管理運営費(人件費および飲食代は対象とならないほか、一定の制限があります)  
【補助金の額】対象となる経費の総額の4分の3以内の額(限度額24万円)  
【申請方法】市ホームページ上からダウンロードできる関係書類に必要事項を明記の上、直接申し込み  
【申請期限】5月31日(木)  
【申請・問合先】本庁地域政策課コミュニケーション・生涯学習G(内線4612)および各支所地域振興課地域振興G

## 光化学オキシダントに注意してください

「光化学オキシダント」は、工場や自動車から排出される窒素酸化物などが、紫外線により変化したものです。次の条件で高濃度となりやすい傾向にあります。

- ①日差しが強い
- ②気温が高い
- ③風が弱い

通常、市内では、環境基準の0.06ppm以下であるため、問題ありません。しかし、大気中の濃度が0.12ppm以上となり、気象条件などで汚染状態が継続する場合に「光化学オキシダント注意報」が発令されます。特に、今からの時季は濃度が高くなり、注意報が発令されることも考えられます。

注意報が発令されたときは、防災行政無線やテレビ、ラジオなどの情報に注意してください。  
注意報が発令されたら

- ▼屋外での激しい運動を控えてください。
- ▼自動車などの使用や外出は控えてください。
- ▼目がチカチカしたり、のどに刺激を感じたりするときは、水道水などで洗眼やうがいを行ってください。症状が改善

## 広報電話を活用ください

左表の情報がいつでも聞けるよう広報電話を設置しています。

| 広報電話 ☎ 0120(894)256 |             |
|---------------------|-------------|
| 番組表                 |             |
| 21                  | 当番医(日曜日・休日) |
| 22                  | 夜間救急当番医     |
| 23                  | 歯科医の休日診療    |
| 24                  | 水道サービスセンター  |

\*ダイヤル式電話または内線専用電話からは利用できません。  
【問合先】本庁広報室広聴広報G(内線632)